

◎新潟県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事	新潟市南区上八枚258番地	河内 一男 (理事長)
〃	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1	田巻 俊光
〃	加茂市幸町一丁目4番24号	近藤 孝一
〃	新潟市南区松橋23番地	田村 兵一
〃	〃 南区鯉瀬一丁目7番7号	清水 一義
〃	〃 南区上木山51番地	丸山 久夫
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	南蒲原郡田上町大字羽生田丙 521番地	五幣 巖
〃	加茂市大字天神林29番地1	塩野 勇

就任年月日 平成25年3月16日

2 退 任

理事	新潟市南区上八枚258番地	河内 一男 (理事長)
〃	南蒲原郡田上町大字石田新田18番地	牛田 勝
〃	加茂市幸町一丁目4番24号	近藤 孝一
〃	新潟市南区松橋23番地	田村 兵一
〃	〃 南区鯉瀬一丁目7番7号	清水 一義
〃	〃 南区上木山51番地	丸山 久夫
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	南蒲原郡田上町大字羽生田丙 521番地	五幣 巖
〃	加茂市大字天神林29番地1	塩野 勇

退任年月日 平成25年3月15日